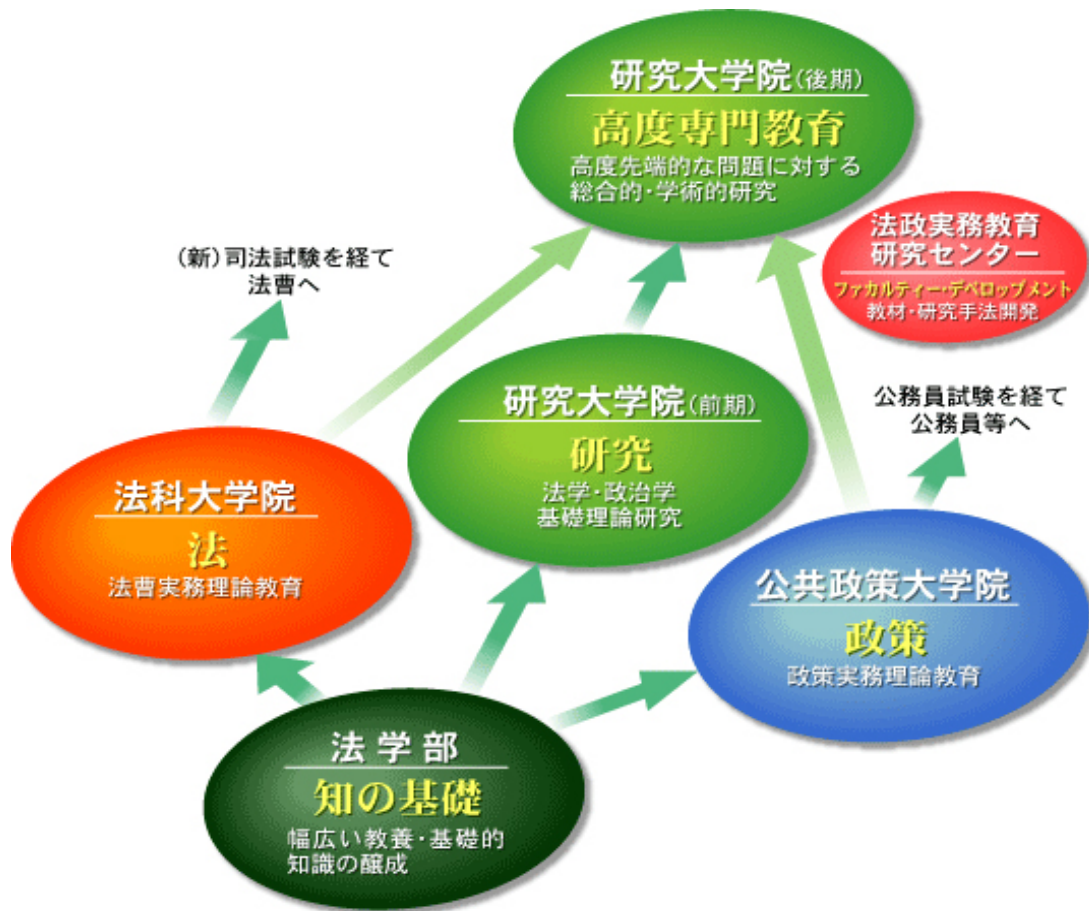


平成 17(2005)年度 東北大学法科大学院年次報告書

1. 設置者

国立大学法人東北大学

2. 教育上の基本組織



3. 教員組織 参考資料：別紙2（別紙様式3、4）

教員数 53名（教授27名、助教授7名、その他19名）

うち専任教員28名

4. 収容定員及び在籍者数 参考資料：別紙2（別紙様式2）

（1）収容定員

300人（入学定員100人）

(2) 在籍者数

191 人 (平成 17 年 5 月 1 日現在)

5. 入学者選抜

(1) アドミッションポリシー

東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れる。

(2) 入学者選抜の概要

選考は、次に掲げる「適性試験等による選考」（以下「第 1 次選考」という。）、「論述試験等による選考」（以下「第 2 次選考」という。）及び「面接試験等による選考」（以下「第 3 次選考」という。）の 3 段階の方法により行う。第 2 次選考は、第 1 次選考の合格者に対して行い、第 3 次選考は第 2 次選考の合格者に対して行う。第 3 次選考の結果により最終合格者を決定する。入学を志望する者は、予め入学申請にあたって、2 年間での修了を希望するか否かを示すものとし、100 名の入学許可者のうち 2 年間での修了を希望した者については、法学の修得状況に鑑みて 2 年間での修了が可能であると判断された場合に法学既修者としての入学を認め、そうでない場合には法学未修者としての入学を認める。

(3) 受験者数等

(ア) 出願者 389 名

出願者内訳

東北大学出身 111 名（うち他学部出身者 13 名）

他大学出身 278 名（主な出身校 早稲田 44、中央 27、慶應義塾 26、新潟 16、東京 11、一橋 10、法政 10、明治 10、立命館 10 ほか）

法学既修者コース希望者（2 年課程） 205 名（うち男性 162 名・女性 43 名）

法学未修者コース希望者（3 年課程） 184 名（うち男性 150 名・女性 34 名）

社会人等 158 名（うち社会人 110 名・他学部等 102 人）

年齢構成

20 歳代 330 名・30 歳代 50 名・40 歳代 7 名・50 歳代 2 名（最高齢者 53 歳）

(イ) 第 1 次選考（書類選考）合格者 389 名（第 1 次選考実施せず）

(ウ) 第 2 次選考（法学専門科目、小論文試験）受験者 316 名

第 2 次選考受験者内訳

法学既修者コース希望者（法学専門科目、小論文試験） 156 名

法学未修者コース希望者（小論文試験） 160 名

(エ) 第2次選考 合格者 150名

法学既修者コース希望者 80名

法学未修者コース希望者 70名

(オ) 第3次選考(面接) 受験者 144名

法学既修者コース希望者 77名

法学未修者コース希望者 67名

(カ) 最終合格者 110名

(キ) 入学手続き済み 102名

(ク) 追加合格 0名

(ケ) 最終入学手続き済み者数 102名

(コ) 入学手続き済み後の入学辞退 4名

(サ) 最終入学者数 98名

(4) 最終入学者内訳

(ア) 出身大学

東北大学出身 44名(うち他学部出身者5名)

他大学出身 54名(主な出身校 早稲田10、慶應義塾8、東京3、中央6、新潟3、明治3、北海道3、千葉3、筑波3、一橋2、法政2、山形2ほか)

(イ) コース別

法学既修者コース(2年課程) 51名(うち男性42名・女性9名)

法学未修者コース(3年課程) 47名(うち男性39名・女性8名)

(ウ) 社会人等

35名(うち社会人27名・他学部等18人)

(エ) 年齢構成

20歳代 83名・30歳代 14名・40歳代 1名(最高齢者 43歳)

6. 標準修了年限

3年(ただし、入学試験において、法学既修者として入学を認めた者については2年)

7. 教育課程及び教育方法 参考資料：別紙2(別紙様式1)

(1) 教育目的

法科大学院は、優れた法曹(法科大学院では、現行法体系全体の構造を正確に理解する能力、具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する能力、緻密で的確な論理展開能力、他者とのコミュニケーションを図る高度の能力などを備えた法曹を「優れた法曹」と考えている)の養成を目的とした独自のカリキュラムを組んでいる。

(2) 教育課程

法学未修者に対して第1年次科目（公法（憲法、行政法）、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）を開講して、1年間で法学既修者と呼ぶに相応しい能力を備えることを目的とした教育を行う。

次に、2年次には従来の六法の縦割り授業から脱却した視点をもつ基幹科目として民法、商法、民事訴訟法を融合した実務民事法、刑法及び刑事訴訟法を融合した実務刑事法、憲法及び行政法を融合した実務公法を開講している。このほか、実務基礎科目（法曹倫理、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習（以上、必修科目）、民事要件事実基礎、刑事事実認定論、リーガル・リサーチ、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、模擬裁判（以上、選択必修科目））、基礎法・隣接科目（日本法曹史演習、西洋法曹史、実務法理学Ⅰ・Ⅱ、実務外国法Ⅰ・Ⅱ、法と経済学）、展開・先端科目（環境法、経済法理論、経済法実務、倒産法、実務労働法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法Ⅰ・Ⅱ、企業課税論、国際法発展、国際私法など）を開講している。

とりわけ3年次の必修である実務基礎科目（法曹倫理（2年次・3年次開講）、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習）は、将来の法曹の職務に直結する内容となっている。

また、基礎法・隣接科目は、過度に実務的な見方に傾斜しないように留意し、法学の理論的素養を涵養することを目的とした教育を目指し、展開・先端科目は民事法、刑事法、公法が相互に絡み合う分野について、現代のわが国の法学・法曹実務が直面している課題に対して的確に対応できる能力を涵養することを目的とした教育を行っている。

総じて言えば、1年次は法学未修者のための教育、2年次は法曹となるために必要な理論的な深化を目指すとともに、実務の基礎にも触れる教育、3年次は理論に基づいた法曹実務の初歩的な理解と経験に関する教育を行う。そのために、研究者教員及び実務家教員相互の不断の努力がなされている。

課程修了要件は、3年以上在学し、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目10単位以上（そのうち必修科目8単位及び選択必修科目2単位以上）、基礎法・隣接科目4単位以上、展開・先端科目24単位以上の計96単位以上の修得である。

(3) 教育方法

まず、とりわけ必修科目についてはクラス分けを行い、1クラス50名を標準に教育を行っている。また、演習科目については、1クラス15名～20名を標準としている。履修制限にかかった学生は、履修登録の変更を行うことができる。

講義・演習とも、双方向・多方向の授業を導入している。講義と討論の割合については、第1年次科目については、基礎的な法学に関する学力を養成するため、いずれかといえば講義に、逆に第2年次の基幹科目は、法学についての実務的スキルを養成するため、いずれかといえば討論に重点を置いたものとなっている。

第1年次科目については、基本7法につき研究者教員による授業が行われている。基幹科目については、研究者教員と実務家教員が、実際の講義・演習や教育方法の準備等において連携して授業を行っている。法律基礎科目については適切な実務家教員を中心として、基礎法・隣接科目については適切な研究者教員を中心として授業をおこなっている。展開・先端科目については、研究者教員を初めとして、適切な実務家教員が授業を担当している。

教材については、市販のロースクール教材を初め、各授業の教員において適切な判例・文献を取捨選択しながら、十分な予習と授業後の復習に必要な資料を作成して授業を行っている。

なお、必修科目については、第1年次科目と基幹科目の授業担当教員の相互の連絡のため、懇話会等を開いている。また、授業に関する質問等については、オフィス・アワー制度を設けている。

8. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価

成績評価の区分は東北大学法科大学院規程第8条において規定しており、それは学生全員に配布されている学生便覧に明記している。

具体的には、試験の成績は、100点を満点とし、AA：90点以上、A：80点以上90点未満、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満の5段階とし、AA、A、B、Cを合格とすることとし、人数比につき、AAは若干名、Aは20%以下、B、Cは40パーセントを目処にし、プラスマイナス20パーセントの変動を認めることとし、各教員の採点の際の指針として示している。不合格であるDについては絶対評価である。

なお、成績の基準等については、より詳細な資料を学生等に掲示により告知した。

(参考)

成績評価の客観的基準【2005 年度】

法科大学院・カリキュラム等委員会委員長 坂田 宏

成績評価の客観的基準について

(1) 成績は、中間及び期末の試験（レポート試験等も含む。）、授業への出席状況、授業での発言内容、課題の成績を総合評価して、これを定める。

(2) 筆記試験については、たとえば、以下のような能力等を総合的に評価する。

事実認識能力

鋭い問題意識と問題分析解決能力

主要な判例・学説の知識（基礎的・専門的法知識）

論理的一貫性（法的分析による推論）

批判的検討能力と発想の柔軟性

文章構成能力（法的な議論を説得的に表現する能力）

(3) 成績は、以下の基準による。

AA…90～100点：若干名

A…80～89点：20%を上限とする。

B…70～79点：40%を標準とする（±20%）。

C…60～69点：40%を標準とする（±20%）。

D…59点以下：不合格

ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目は、この限りでない。

(2) 課程修了

東北大学法科大学院における修了認定を受けるためには、標準修業年限である3年以上在学すること、かつ、96単位以上を修得することが必要である。

なお、法学既修者については、第1年次科目30単位を修得したものとみなすことになるが、それ以外に既修得単位の認定を行うことはできない。

法学未修者についても、東北大学法科大学院履修案内第12条第1項及び第2項により、既修得単位

の認定は、展開・先端科目に属する科目で、かつ、10単位を上限としている。

東北大学法科大学院規程に規定する修了要件単位数は、3年以上在学し、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目10単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上及び展開・先端科目24単位以上の計96単位以上を修得することとなっている。

(参考)

平成17年度 課程修了者 45名

(内訳 平成16年度 既修入学者 45名)

9. 学費及び奨学金等の学生支援制度

(1) 入学料

282,000円

(2) 授業料

半期分 402,000円 (年額 804,000円)

(3) 奨学金等

(ア) 日本学生支援機構

平成17年度新規採用者 63名

採用者 115名 (1種69名・2種54名・内併用貸与8名)

(イ) その他

交通遺児育英会奨学金 1名

10. 修了者の進路及び活動状況

修了者 45名 内訳

司法試験受験準備 43名

司法研修所入所 2名

開講授業科目一覧
(別紙2別紙様式1)

学期区分： セメスター制を採用

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

科 目		授業科目名	配当 年次	学期	時間数 (時間)	単位 数	必修・ 選択等	開講方法	授業方法 (形態)	担当教員		開講単位数 合 計	授業科目内容の概要	シラバス等 のページ	受講生数(うち、L S外の学生)
										名 前	分類				
法律 基本 科目	公法系科目 (憲法・行政法)	公法	1	通年	67.5	6	必修	毎年	講義	辻村みよ子 稲葉 馨	専 専 専	12	/	/	47(0)
		実務公法	2	通年	67.5	6	必修	毎年	講義	稲葉 馨 山元 一	専 専 専				①47(0)、②43(0)
	民事系科目 (民法・商法・ 民事訴訟法)	民法	1	通年	135	12	必修	毎年	講義	河上 正二 小粥 太郎 早川 眞一郎 水野 紀子 久保野恵美子	専 専 兼任 専 専	32			47(0)
		商法	1	後期	45	4	必修	毎年	講義	吉原 和志	専				47(0)
		民事訴訟法	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	菱田 雄郷	兼任				50(0)
		実務民事法	2	通年	157.5	14	必修	毎年	講義	河上 正二 水野 紀子 小粥 太郎 石井 彦壽 佐藤 裕一 藤田 紀子 久保野恵美子 早川眞一郎 吉原 和志 坂田 宏	専 専 専 実・専 実・み 実・専 専 兼任 専 専				①47(0)、②44(0)
	刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)	刑法	1	通年	45	4	必修	毎年	講義	成瀬 幸典	専	14			49(0)
		刑事訴訟法	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	佐藤 隆之	専				48(0)
		実務刑事法	2	通年	90	8	必修	毎年	講義	藤宗 和香 成瀬 幸典 佐藤 隆之	実・専 専 専				①47(0)、②48(0)
	法律 実務 基礎 科目	法曹倫理	法曹倫理	2、3	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	石井 彦壽 畑 一郎 藤宗 和香 官澤 里美	実・専 実・み 実・専 実・み			2
民事訴訟実務の基礎		民事・行政裁判演習	3	通年	33.75	3	必修	毎年	演習	石井 彦壽 藤田 紀子 三輪 佳久	実・専 実・専 兼任	5	民事裁判及び行政裁判に当事者の代理人として臨むにあたって、最低限習得しておくべき能力を身につけることにある。このために、①混沌とした紛争の中から、法的に意味のある事実を抽出して分析し、訴訟物をどのように構成するか、請求原因となる事実是何か、どの事実を抗弁、再抗弁として位置づけるか、重要な間接事実は何かを検討し、適切な法律構成を施すという法律構成能力、②自らの主張を訴状、答弁書及び準備書面にまで結実させる文章起草能力、③自らの主張を基礎づけるための適切な証拠を収集する証拠収集能力、④証拠に適切かつ説得的な評価を加える事実認定能力を獲得し、スキルアップすることを目指す。司法研修所で行っていた前期修習を一段階超えるレベルを目標とし、徹底した起案練習を根幹とした演習を行う。	26	45(0)
		民事要件事実基礎	2、3	通年	22.5	2	選択	毎年	講義	畑 一郎	実・み		民事訴訟は、民事実体法上の権利の存否を国家が公権的に確定して宣言することにより私人間の紛争を解決する手続であるが、そこでは、民事実体法と民事手続法との架橋として要件事実が重要な機能を果たしている。すなわち、民事訴訟の最終段階では、裁判所は、判決において要件事実の存否(証明責任の所在)に基づき権利の存否を判断することになるので、それへ向けての証拠調べは、最終的な立証目標を要証事実の存否として実施されるし、その前提としての争点整理も、同様に要件事実との関係で何が証明を要する事実であるかを確定する作業とq&nせつなる。このように、裁判所は、常に要件事実を念頭において、審理判断をすることになるし、当事者(訴訟代理人)の訴訟活動及びその前提としての提訴準備活動、さらには、予防法学的見地に立った取引活動も、要件事実を踏まえて的確に遂行する必要があるから、法曹実務家として要件事実の理解は不可欠である。本講義は、要件事実が具体的な民事訴訟においてどのような役割を果たすか、具体的な事例における要件事実是何か等につき基礎的な理解を深め、法曹実務家として必須の知識を身に付けることを目的とする。併せて、基礎運営に関するマクロの視点を養うとともに、要件事実以外の事実すなわち「間接事実(いわゆる事情を含む)」の訴訟上の機能の理解を求める。	28	①41(0)、②39(0)
刑事訴訟実務の基礎		刑事裁判演習	3	通年	33.75	3	必修	毎年	演習	藤宗 和香 吉田 年宏 斉藤 豊治	実・専 兼任 専	5	刑事手続に携わる実務法曹として必要な基本的知識・技能を習得することを目的とする。そこでは、具体的事件を素材として、証拠の評価、事実の認定、判決書をはじめとする各種書面の作成などを実際に経験することを通じて、検察官、弁護士、裁判官が、どのような視点から事件をとらえ、手続の中で自らの責務をどのように果たしていくのか、を主体的に体得するとともに、①事案を丁寧に分析し、そこに含まれる事実上・法律上の問題点を発見する能力、②証拠の適正な評価に基づいて、適切な事実認定を行う能力、③自らの主張を的確かつ説得的に構成・表現する能力、④手続上必要な文書を適式に起草する能力、を涵養することが目指される。	27	45(0)
		刑事事実認定論	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	藤宗 和香 吉田 年宏	実・専 兼任		従来の法学教育においては、一定の事実を確定的なものとして与え、それに対して法的ルールを適用して、どのような結論が得られるかという点が重視されてきたといつてよい。しかしながら、現実の刑事事件では、検察官の主張する事実と、被告人・弁護士側のそれとが必ずしも一致するわけではなく、また、当事者の主張する事実が、公判廷で取り調べられた証拠から直ちに認定できるとも限らない。裁判官は、法的ルールの適用に先だて、いかなる事実を基礎として判断するかを確定しなければならず、また、最終的な事実の確定は裁判官によって行われるとしても、検察官、弁護士もまた、自らの主張に見合う事実(証拠)に依拠しなければ、その主張が裁判所に容れられることはない。その意味で、この「事実認定」といわれる作業についての基本的な理解は、実務法曹を目指す者にとって必須の素養というべきである。そこで、本講義では、簡略化された事件記録に素材を求め、事実が確定されるまでの法律家の思考の過程を辿ることを通じて、法律家の職務において圧倒的な重要性を有する「事実認定」という活動につき理解を深めることを目的とする。	29	8(0)
法情報調査		リーガル・リサーチ	1、2	前期	22.5	2	選択	毎年	講義 実習	芹澤 英明 榊島 博志 金谷 成他	専 専 兼任	2	この授業の目的は、法曹実務家として活動するために不可欠な情報収集能力、情報処理能力を習得することである。実務においては、直面する問題について、最新のものも含め的確な情報を収集し、それらを整理する能力が要求される。そうした能力を養うために、検索ツール等について全般的な解説をし、実際にそれらを使用して情報を検索・整理する訓練を行う。	30	40(0)
		リーガル・クリニック	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義 実習	藤田 紀子 河上 正二 官澤 里美 坂田 宏	実・専 専 実・み 専	2	この講義の目的は、実際に生起する民事の紛争に対して、担当教官の指導のもとに学生が法律相談業務に携わることによって、既習の法的知識を応用に移し、法の適用の在り方を体得するとともに、基礎的技能を磨き、将来の実務活動に対する理解と、問題調査能力、法的処理能力を涵養することにある。模擬相談に対するクリニックは、法的問題に対する学生の社会的意識の向上をもたらずのみならず、来談者に対する法律相談・法律情報の提供という形で社会貢献の機能をも果たす。	32	1(0)

科 目		授業科目名	配当 年次	学期	時間数 (時間)	単位 数	必修・ 選択等	開講方法	授業方法 (形態)	担当教員		開講単位 合 計	授業科目内容の概要	シラバス等 のページ	受講生数(うち、L S外の学生)
										名 前	分類				
基礎法学・隣接科目		ローヤリング	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義 実習	佐藤 裕一	実・み	2	1. 法律家(特に弁護士)として法律実務を行うためには、幅広い法的知識を前提として、様々な立場の人とコミュニケーションをとりながら、よい紛争の解決や権利の実現をめざすことが必要です。依頼者からの法律相談・受任に始まり、相手方との交渉、裁判における権利主張・立証による説得といった一連の事件処理の流れの中で、種々の実務的なスキルを研鑽することが必要不可欠なのです。また、ADRを含めていかなる紛争処理手段を選択するかといった判断も大きな意味を持つことになります。 2. この科目においては、紛争の発生からその解決(権利実現)に至るプロセスにおける実務的なスキルを養成することを目的とします。一般民事事件を主としますが、多数の債権者を相手とする倒産事件処理も取り扱います。ここで養われたスキルはリーガル・クリニック、模擬裁判、エクスターンシップといった他の実務基礎科目を学ぶための前提となるだけでなく、将来法律実務家となった場合にも大きな素養となるものと考えています。 また実務的なスキルは正確な法的知識・思考を有していることが前提です。授業の中では民法や民事訴訟法等の法的知識・思考を絶えず確認しながら進めていくことになり、たいと思えます。なお、ローヤリングと同様に基本的には同一内容です。	33	①6(0)、②9(0)
		エクスターンシップ	2、2	集中	22.5	2	選択	毎年	講義 演習 実習	官澤 里美 坂田 宏 藤田 紀子 佐藤 裕一 氏家 和男 佐々木洋一	実・み 専・専 実・み 兼任 兼任	2	法律事務所等において法実務研修プログラムを行う。 この科目では、学生が、法律事務所等における実務の一端に触れて法実務の実態を研修することにより、基幹科目で学んだ「実務民法学」「実務刑事法」「実務公法」等が現実の社会の中で実際にどのように機能しているのか、各種法律知識等やローヤリングの必要性等を体験学習することを目的とする。その際、来訪者や事件の依頼人などのプライバシーや個人の秘密、あるいは企業が有する営業秘密などについて法令遵守義務や守秘義務を負うことについて、実地に体験することも重要な目的である。 実際の研修先については、各年度毎に協力機関と交渉し協定を結ぶこととし、その都度受講可能学生数を確定する。	35	12(0)
		模擬裁判	3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義 演習 実習	石井 彦壽 藤宗 和香 川 洋 廣瀬 健二	実・専 実・専 兼任 兼任	2	刑事手続に携わる実務法曹および手続への関与者の役割を、具体的に体験することを通じて、実務家として必要な知識・技能を習得することを目的とする。 刑事事件の事件受理から判決に至るまでの裁判過程を、学生が主体的に検察官、弁護人、裁判官の各立場に立って、ロール・プレイング型シミュレーションあるいは自分たちで考案して模擬尋問を行うことによって、法律知識を実際に使いこなす裁判実務の基本的な技能を養うとともに、学生の主体的な企画立案能力、問題調査能力、プレゼンテーション能力等を養成することを、具体的には目指すものである。	37	11(0)
		日本法曹史演習	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	吉田 正志	専・他	2	わが国の歴史の中にみられる法曹を対象として、その人物を研究することにより将来自分はどうな法曹になりたいかを探ることを目的とする。 研究の対象とする法曹は参加者各自が自分で決める。自分の理想とする人物でもよいし、逆に反面教師の人物でも構わない。有名でも無名でもよい。原則として1人を選んでもらうが、必要ならば複数人でもよい。時代としては近現代の人物が望ましいが、前近代の法曹の人物でもよい。	38	4(0)
		西洋法曹史	2、3	後期	22.5	2	選択	隔年〇	講義	大内 孝	専・他	2	英米を中心として、弁護士制度、法学教育、法曹職業規制などにかかわる歴史を検討する。法曹の歴史は、一面、法と実務とにかかわる人々の奮闘と努力の歴史であり、同時に他面、(彼らの生計問題でもことから)雑断事で済まない実に生臭い歴史でもある。本科目は、この事実を西洋の歴史の中から剔出するものであるが、同時にこの歴史を通して、同様の事柄が姿を変えた形で現代日本においても存在する可能性があることに各自が思いを致す視点となるかもしれない。この視点は、法曹という職業が持ちうる上述の両面性と各自の志向性との問題について、今一度自己点検しようとする際にも有益であろう。	39	5(0)
		実務法理学Ⅰ	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	樺島 博志	専	2	「国家・社会・基本権」というテーマで、公法・私法で近時有力に提唱されている「基本権の保護義務論」の内容の理解を通じて、その国家・社会理論の射程と方法論の含意を解明し、批判的に検討を加えることを目的とする。	40	25(0)
基礎法学・隣接科目		実務法理学Ⅱ	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	青井 秀夫	専	2	条文をケースに適用する動態的過程ではどのような認識論的、論理的、方法的、法哲学的な諸問題が待ち受けているか、とくに裁判官の法適用において中核となる解釈、欠陥補充、制定法訂正などの操作のポイントと制約はいかなるものであるか、という問題の解明に重点をおく。狙いは、実務法曹をめざす人たちがハード・ケースの取り扱いに際して単なる文字拘泥法医学の弊に陥らず、質慮ある法思考を働かせることができるように、という配慮に他ならない。	42	19(0)
		実務外国法Ⅰ	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	芹澤 英明	専	2	この授業の目的は、インターネット上で公開される実務的教材・資料(判例をもとにした問題群)を素材にソクラテス・メソッドによって対話・討論を行っていくことを通じて、実務アメリカ法の基本的枠組みを理解しつつ、法曹実務において必要となるアメリカ法の知識、思考方法、法技術を修得していくことにある。これによって実務アメリカ法について基本的知見をもった国際的な法曹人となるための基礎を築くとともに、渉外法務の主流である英米法系の諸外国との間に生じる複雑な国際法務の問題にも対応できる基礎的能力を養成する。	43	8(0)
		実務外国法Ⅱ	2、3	集中	22.5	2	選択	毎年	講義	芹澤 英明 中村 英雄	専 兼任	2	東京大学社会科学研究所の中村英雄助教授をお招きし、日・米・欧州の比較法を取り上げる。特に、アメリカ法の連邦制の視点から見たとき、現在のAU法の発展がどのように位置づけられるか、受講者とともに考察したい。	45	15(0)
		法と経済学	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	河上 正二 芹澤 英明 菱田 雄郷 渋谷 弘浩 吉田 浩	専 専 兼任 兼任 兼任	2	この授業の目的は、いわゆる法と経済学ないし法の経済分析に関する基礎的な素養を習得することにある。法と経済学は、利益衡量において、モデルに基づいた説得力のある議論枠組み——例えば、あるルールを設定した場合、人はどのように行動するのか、といった問いに対する回答——を提供する。 経済分析は、モデルという形で現実世界を抽象化・単純化して議論を行うため、経済分析によって得られた結論を現実の法ルールにそのまま当てはめることは危険であり、法の経済分析を行うにあたっては、常にその限界を意識することも重要である。授業では、法と経済学の有用性と、その利用の際の注意点を習得し、法律家として説得的な主張をなすことができるようになることを目指す。	47	59(0)
		現代家族法	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	水野 紀子	専	2	家族法の各制度の立法資料などを題材として、民法の考え方を検討し、家族法の現状と今後を考えることを目的とする。	49	31(0)
		現代契約法	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	河上 正二 小粥 太郎	専 専	2	契約法上の現代的な諸問題について、裁判例および論文を素材にして検討を加え、民法における債務法・契約法諸規定の機能をより深く理解し、応用する力を養うことを目的とする。内容的には、民法の契約各論および関連特別法を主たる対象とする。	50	45(0)
		現代不法行為法	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	久保野恵美子	専	2	不法行為法が直面する現代的課題につき、判例と説例を用いて考察を加える授業です。既に不法行為法の基礎知識を習得していることを前提に、それらを具体的事例に適用する力、および新たな事例に対応する解釈論を展開する応用力を身につけることを目的とします。	51	30(0)
		民法発展演習 (民事法発展演習)	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	演習	石井 彦壽 畑 一郎	専・実 実・み	2	具体的な事例を題材として、ソクラテス・メソッドによって討論することを通じて、法曹実務の基礎となる民事法の基本的な考え方、その実務的な適用の在り方等を習得することを目的とする。	52	9(0)
		民法発展演習 (民事法発展演習)	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	佐藤 裕一	実・み	2	1. 従来は、弁護士にとって交通事故損害賠償事件に関与することはかなり日常的なことであり、一般民事事件として認識されてきました。裁判例も数多く出されており、その積み重ねによって客観性を備えた損害賠償額算定の基準が形成されてきています。しかしながら近時の交通事故損害賠償事件は多岐にわたる法的論争を経て理論的にも深化し、事件に関与する弁護士にも偏りが生じていることもあって、むしろ専門的な色彩を強めていると言える状況なのです。また事件処理にあたっては、事故自体の分析には工学的な、医師の治療をめぐる医学的な問題点を含むことがあり、法律以外についても幅広い知識と理解が要求されるようになっています。 2. 講義の中では最近の判例を取りあげて、論争点を把握するとともに、訴訟、示談、ADRといった紛争解決手段の選択及び解決の手法についても検討します。この演習を通じて、交通事故損害賠償については実務に必要な基礎知識と紛争解決手法を学ぶことになると考えています。	53	8(0)
		民法発展演習 (民事法発展演習)	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	藤田 紀子 小粥 太郎 水野 紀子 久保野恵美子	実・専 専 専 専	2	最近の最高裁判例を題材として、ソクラテス・メソッドによって討論することを通じて、民法の考え方と最新の論点等を習得することを目的とする。 最高裁判例を教材として、理論上、実務上の問題点を検討する。当該判例の活用になっている評釈の他、下級審の裁判例等を収集し検討する訓練も行う。最初の時間に文献探索の方法論は確認するが、学生は、自力で、関連判例、文献等を調査、検討の上、授業に臨むことが求められる。	54	6(0)
基礎法学・隣接科目		消費者法	2、3	後期	22.5	2	選択	隔年〇	講義	河上 正二 小粥 太郎 吉岡 和弘	専 専 兼任	2	消費生活に関わる民事の基本的な問題について、幾つかの特別立法を含めて、法的な対応の在り方を学ぶ。「消費者」は、きわめて普遍的な存在ではあるが、事業者との関係で構造的に情報・交渉力等において劣位におかれている生身の存在であることから、民法の一般ルールだけでは処理しきれない特有の問題を生じている。本講では、民法の基本的ルールから出発しながら、それがいかなる形で変容を受けているかに留意して、消費者問題へのアプローチを試みることにしたい。	55	29(0)
		医事法	2、3		22.5	2	選択	隔年×	講義	河上 正二 小粥 太郎 水野 紀子	専 専 専	2	医療事故、生命倫理その他の医療をめぐる重要問題について、立法例・裁判例等の検討を行うことにより、医療紛争における法的問題を解決する能力を涵養するとともに、医療のあり方や法の役割について理解を深めることを目的とする。		

科 目		授業科目名	配当 年次	学期	時間数 (時間)	単位 数	必修・ 選択等	開講方法	授業方法 (形態)	担当教員		開講単位 合 計	授業科目内容の概要	シラバス等 のページ	受講生数(うち、L S外の学生)
										名 前	分類				
展 開 ・ 先 端 科 目		環境法 (環境法Ⅰ)	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	三好 信俊	兼任	2	環境問題の基本的な事象を踏まえた上で、これに対する法政策的なアプローチの生成と発展について専門的な知見、就中、公害問題の発生以来の初期の公害訴訟・被害者救済問題から展開して、予防的、計画的に環境保全が組み込まれた経済社会の構築を目指す現在の環境法政策に関し、現行の関連諸法／制度に関する知識を習得する。さらに、環境問題は地球規模の課題となっており、国際状況についての基本的な理解も不可欠であることから、地球温暖化に係る国際約束である京都議定書など地球規模で顕在化しつつある環境問題に関する国際的な視野からの法的なアプローチについても学習する。これらを通じて環境法の課題と今後の展開に対処できる基礎的な能力を培うことを目指す。	56	34(8)
		環境法Ⅱ	2、3	集中	22.5	2	選択	毎年	講義	大塚 直	兼任	2	これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。	58	33(7)
		証券取引法	2、3	前期	22.5	2	選択	隔年〇	講義	吉原 和志	専	2	証券取引法の基本的な構造と考え方を理解し、証券市場およびその法規制の意義・機能に対する眼を開くとともに、企業法務において証券取引法を道具として使いこなすための基礎的な力を養うことを目的とする。	59	29(0)
		金融法	2、3	集中	22.5	2	選択	隔年〇	講義	弥永 真生	兼任	2	通常の民商法や証券取引法の講義ではカバーすることのできない金融規制法・金融取引法についての知識を伝達することにある。いずれの法分野についての知識とも、弁護士を中心とした最先端の法律実務においては重要性の高いものであるが、これまでの法学部の講義システムの中では十分に扱うことができなかった。	60	51(3)
		経済法理論	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	鈴木 孝之	実・専	2	法学既修者を対象として、経済法のうち、我が国の自由市場経済の根幹をなす競争秩序の維持を目的とする独占禁止法を中心に、その基本的知識と思考方法の習得を目的とする。経済学の知見を踏まえつつ、審判・判決の検討・分析を通じて、現実の経済社会における企業の事業活動に関わる諸問題をルール型社会において法的に解決できる理論構築及び専門用語による討論能力を養成することを目指す。	61	19(1)
		経済法実務	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	鈴木 孝之	実・専	2	経済法理論の既修者を対象として、独占禁止法違反行為に対する行政処分・刑事処分・民事的措置をめぐる手続、争訟、企業法務などの実務的かつ発展した知識及び思考方法の習得を目的とする。企業・消費者に身近な不正な取引方法から始めて、知的財産権との関係などの先端的問題を経て、企業法務及び消費者保護のために法曹として活動する場合の専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルを目指す。	62	15(1)
		企業法務演習Ⅰ	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	演習	吉原 和志	専	2	平成17年に予定される会社法制の主要な内容を理解・習得するとともに、改正が企業法務に及ぼす意味や影響を考えていく。	63	18(0)
		企業法務演習Ⅱ	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	河井 聡	兼任	2	具体的な設例の検討を通じて、企業がある目的を達成しようとする際に、法的にどのような選択肢があり、それぞれの選択肢にどのような利害得失があるかを考え、当該状況の下で最も適切な企業の行動を計画する実践的な能力を養うことをめざす。	64	12(0)
		民事執行・保全法	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	坂田 宏	専	2	実務民事法で得た民事裁判に関する知識を、具体的な私権の実行場面である民事執行及び民事保全の法領域で生かすため、必要な知識を講義及び判例読誦において修得することを目的とする。	65	24(0)
		倒産法	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	貝瀬 幸雄	専	2	破産法、民事再生法を中心に、わが国の倒産法制の概略を学ぶこととする(ケース・スタディによる思考訓練は、本講義で修得した基礎知識を前提に、「応用倒産法」の講義で行われる)。国際倒産法制にも十分に時間をあてる予定である。実務上の諸問題を分析するための理論的基礎と基本的知識を修得させるのが、本講義の目標である。	66	23(0)
		応用倒産法	2、3	集中	22.5	2	選択	毎年	講義	佐藤 鉄男	兼任	2	これまで学習してきた民法、商法、民事訴訟法を前提に、また倒産法に関してもある程度の基礎知識をもっている者を念頭に、民事法の応用分野となる倒産法に挑むことを目的としている。	67	31(0)
		国際民事訴訟法 (国際民事訴訟法発展)	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	貝瀬 幸雄	専	2	国際的要素を伴う訴訟法律関係を対象とする「国内規範の総体」である国際民事訴訟法の理論的かつ体系的把握を目的とする。渉外実務に携わる意欲のある法曹志望者に不可欠の基礎知識を提供することに焦点を合わせた。	68	1(0)
		実務労働法Ⅰ	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	水町勇一郎	兼任	2	労働法総論と雇用関係法の前半部分を授業する。この授業の目的は、労働法の枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。	69	60(6)
		実務労働法Ⅱ	2、3	集中	22.5	2	選択	毎年	講義	水町勇一郎	兼任	2	雇用関係法(後半部分)・労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について考察を深めることにある。	70	53(3)
		社会保障法	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	岩村 正彦	兼任	2	第1に、社会的関心も高く今後ますます重要となる社会保障を法的な視点から捉え、主に裁判例の検討を通して社会保障に関する法的問題を理解させること、第2に、様々な法分野と交錯する社会保障法を取り扱うことを通して、幅広い法的思考能力を習得させることを目的とする。	71	27(3)
		知的財産法Ⅰ	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	藤田 年彦	実・専	2	知的財産法のうち、特許法を中心に、実用新案法、意匠法について、基本的な概念や制度の枠組みの知識の定着、理解を深めるとともに、実務上問題となっている重要論点を整理し、実務に必要な知識、法的思考方法を修得することを目的とする。	73	10(0)
		知的財産法Ⅱ	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	横山 経通	兼任	2	知的財産法に属する諸法のうち、著作権法、商標法、不正競争防止法を中心に扱う。文献及び裁判例などを素材に議論することを通じて、各法の基本的枠組や中心的概念の理解、各法の関係や役割の違いについて体系的な理解を深めるとともに、知的財産法の分野で新しく生じる問題に対応するための基礎的な能力と柔軟な思考力の習得を習得させる。	74	5(0)
		国際知的財産法	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	藤田 年彦	実・専	2	ボーダレス化する現代社会においては、知的財産の国際化が顕著であり、どの国でも同じように権利を取得できて、確実に権利行使ができるようなグローバルな知的財産保護が求められている。この授業は、条約等を通して、国際的な知的財産法制の枠組みがどのように設定され、どのように機能しているかを修得することを目的とする。	75	3(1)
		企業課税論 (租税法基礎)	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	渋谷 雅弘	兼任	2	所得課税のうち企業に関わる部分を中心に学び、私法と租税法との関連性を理解することにある。これによって、法律実務家として最低限必要な租税法の基礎を学び、「課税のトラップ」に陥ることのない実務能力を身につける。	76	22(1)
		刑事実務演習Ⅰ	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	藤宗 和香 田子 忠雄	実・専 兼任	2	実際に生じた事件記録を教材にして、現実の捜査がどのように進行し、起訴・不起訴の判断にはいかなる事情が考慮され、公判活動はどう遂行されるかなどを検討する。それによって刑事事件の流れの基礎的な理解を得るとともに、実務家として必要な問題点の把握とそれを処理する能力及び事実認定能力を涵養することを目的としている。 また、具体的な事件に触れ、実務家の経験談に接することなどにより、刑事事件に携わることの魅力ややりがいを感じてもらう。	78	14(0)
		刑事実務演習Ⅱ	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	演習	藤宗 和香 吉田 年宏	実・専 兼任	2	刑事事件について、これを取り巻く様々な惹起事項を検討し、適切に解決する実践的な能力を涵養する。実務家に必要とされる基本的事項につき自ら考え、判断する能力を養成する。特に捜査・公判段階において生起する問題について検討し、この分野に関する理解を深めることを目的とする。具体的には、主として、取調べ・事件処理・証人尋問・被告人質問に関わる問題につき議論することを通じて、刑事事件に携わるための能力、やりがいを理解してもらうことも、刑事系演習科目の重要な目的である。	79	10(0)
		刑事実務演習Ⅲ	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	藤宗 和香 田子 忠雄	実・専 兼任	2	実際に生じたややや難度の高い事件記録を教材にして、現実の捜査がどのように進行し、起訴・不起訴の判断にはいかなる事情が考慮され、公判活動はどう遂行されるかなどを検討する。それによって刑事事件の流れの理解を得るとともに、実務家として必要な問題点の把握とそれを処理する能力及び事実認定能力を涵養することを目的としている。	80	12(0)
		少年法・刑事政策	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	齊藤 豊治	専	2	「少年法を講義する。少年法は、非行少年を対象にその自主育成をはかることを目標として性格の矯正と環境の調整のために保護処分等を行うユニークな法律であり、刑事法と福祉法の間に位置する。国連の子どもの権利委員会(CRC)の勧告は、日本の少年法改正や少年司法の運営に対して厳しい批判を行っており、政府だけではなく日本社会のすべての構成員が応答を迫られているといっても過言ではない。少年法では、刑事訴訟法などと比べて、法律で細かな規定が設けられておらず、少年審判の運用に委ねられている事柄も少なくない。したがって、判例(事例)研究が重要な意味を持つ。また、運用においては、近年、少年事件に付添人や弁護士として関与する弁護士の増加が見られたり、国選付添人制度が導入されたりして、付添人活動が活発化している。また、少年法改正によって検察官の審判関与が行われるようになり、原則逆送が導入されるなど、少年司法における法律家の役割が増大してきている。それだけに、論理的思考だけではなく健全育成、成長発達権の保障に配慮した柔軟で、複眼的な思考が要求される。ただ、少年法を初めて学ぶ受講生も少なくないと思われるので、できるだけ分かりやすい講義にしてい	81	22(0)
		国際法発展	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	植木 俊哉	兼任	2	国際公法(国際経済法、国際人権法を含む)についての基礎的知識及びその適用・応用能力を身につけ、国際社会における国家や国際組織に関する諸問題に法的に対処するための実務上の基礎能力を習得することを目的とする。また、新司法試験の選択科目である「国際関係法(公法系)」の問題に対応しうるレベルの国際法の基礎的知識を体系的に理解することが実際上の目標である。	83	11(0)
		国際法発展演習	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	植木 俊哉	兼任	2	本演習は、国際法に関係するいくつかの代表的な国際判例及び国内判例等を取り上げ、それぞれの事案における当事者の法的主張や判決の論理等を分析し、国際法規範の現実の適用・執行の実像を学ぶことを目的とする。また、新司法試験の選択科目である「国際関係法(公法系)」の事例問題へ対処しうる能力を涵養することもその実際上の目標の1つである。	84	6(0)

科 目	授業科目名	配当 年次	学期	時間数 (時間)	単位 数	必修・ 選択等	開講方法	授業方法 (形態)	担当教員		開講単位 合 計	授業科目内容の概要	シラバス等 のページ	受講生数(うち、L S外の学生)
									名 前	分類				
	国際人権・刑事法	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	西村 篤子	兼任	2	グローバリゼーションの進展に伴い、これまで国内法が排他的に取り扱ってきた分野が、国際法、特に、国際機関において作成された多数国間条約の規制を受けるようになり、また、国際法上の紛争解決のための国際裁判所や国際的なフォーラムが多数設立され、国際判例の急速な蓄積がみられるようになってきている。このため、国内の事業であっても、国際法が直接適用されるものや、あるいは国内法の適用にあたって関連国際法の規定や国際判例の理解が必要となるものが增大してきており、この傾向は、個人の権利義務を直接の対象とする国際人権法、刑事法の分野において特に顕著である。この授業においては、人権、人道、刑事の分野における国際的な動向を踏まえつつ、わが国の法曹実務において必要となる国際人権・刑事法の知識及び適用に関する基礎的能力を養うことを目的とする。	85	18(7)
	トランスナショナル情報法	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	芹澤 英明 早川眞一郎	専 兼任	2	インターネットをはじめとする情報通信基盤において展開している、国境を越えた情報流通をめぐる法律問題を題材にして、電子取引社会が直面している情報法の最先端問題について理解を深めることを目的としている。国際条約やアメリカ法、EU法の動向及び、我国における情報取引、電子商取引、電子マネー法制のあり方についての実践的な取り組みについて考察することにより、情報法政策の基本的な枠組みを理解し、法政策判断能力や分析能力を兼ね備え、先端的領域において活躍が期待できる実務法曹を養成すること目指されている。	87	18(7)
	国際私法 (実務国際私法Ⅰ)	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	西谷 祐子	専	2	国際私法・国際民事手続法・国際取引法について、法曹実務において必要となる思考方法や法技術を伝達することを目的としている。それゆえ、できる限り学生との対話を重視することによって、学生の抱く疑問に丁寧に答えながら、その思考力を涵養することをめざす。	88	5(0)
	国際取引関係法 (実務国際私法Ⅱ)	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	西谷 祐子	専	2	実務国際私法Ⅰ及びⅡは、計4単位として、新司法試験選択科目としての「国際関係法(私法)」に対応するものである。それゆえ、履修者は、必ず実務国際私法ⅠとⅡを合わせて履修すること。	88	5(0)
	国際家族法 (国際家族法演習)	2、3	前期	22.5	2	選択	隔年○	講義	西谷 祐子	専	2	国際家族法について、法曹実務において必要となる思考方法や法技術を伝達することを目的としている。それゆえ、できる限り学生との対話を重視することによって、学生の抱く疑問に丁寧に答えながら、その思考力を涵養することをめざす。	90	12(0)
	ジェンダーと法演習	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	演習	辻村みよ子	専	2	男女共同参画社会基本法は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」(男女共同参画社会)の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけているが、実際には、性差についての固定観念(ステレオ・タイプ)や偏見(ジェンダー・バイアス)、性別役割分業に由来する不合理な差別が、日本社会の至る所に存在し、男女の平等な社会参画を阻んでいる。このことは、司法や法学の領域でも例外ではなく、最近では、判例・学説あるいは法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する例が指摘されることも多くなった。 そこで本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー(とくに社会的・文化的に形成された性差)問題や既存の判例等を検討し、議論することで、法曹実務家に強く要求されるジェンダー・センシティブな問題意識を養い、ジェンダーの視点から法学研究を深めることを目指す。	91	25(2)
	憲法訴訟と憲法解釈論	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	蟻川 恒正	専	2	本演習は、いわゆる憲法訴訟における憲法解釈論の意義と限界を考察するものである。日本における憲法訴訟の停滞は、政治過程での「憲法」表象の偏った氾濫と手を携えて、日本法秩序に占める憲法存在の特異に周縁的なものになっている。裁判規範としての憲法を個別の訴訟の訴訟構造のなかに適切に位置づけることは、一方で、当事者・裁判官の双方に見られる、憲法に訴えることを回避しようとする現下の支配的な訴訟傾向に歯止めをかける一助となるとともに、他方で、今日の、憲法上の権利を以て公的・社会的な諸権力を制限すべく憲法実体論上は目的・手段審査のみを武器として訴訟過程に介入しようとする有力な訴訟傾向にも一定の反省を迫る意味を持つ。 本演習では、判例の単なる解說的研究を排し、来るべき判例理論を展望しつつ、各個の訴訟構造に応じた憲法解釈論の構築の方法を修得することを目指す。	93	0

(注) 1 評価実施年度の5月1日現在で、当該年度開講科目のみ記入してください。また、隔年開講の授業科目が評価実施年度に開講されていない場合においても記入してください。

2 「学期区分」の種類については、採用している学期の種類(セメスター制、トリメスター制等)を記入してください。

3 「配当年次」については、配当年次が複数ある場合(例えば、2、3年次配当)は、当該配当年次をすべて記入してください。

4 「学期」については、『前期』、『後期』等の区分を記入してください。

5 「時間数(時間)」については、当該開講科目における総時間数(例:90分授業が15週行われる場合には、22.5時間となります。)を記入してください。ただし、試験時間については、含まないものとします。

6 「必修・選択等」については、『必修』、『選択』、『選択必修』等の区分を記入してください。

7 「開講方法」については、『毎年』、『隔年』の区分で記入してください。なお、隔年開講については、今年度開講していれば『隔年○』、開講していなければ『隔年×』と記入してください。

8 「授業方法(形態)」については、『講義』、『演習』、『実験』、『実習』若しくは『実技』のいずれかを、これらを併用する場合にはすべてを記入してください。

9 「担当教員」の「分類」については、別紙様式3の教員分類別内訳の「分類」の「記号」(専・専・他・実・専・実・み・兼任・兼任)により、記入してください。

10 「授業科目内容の概要」については、開講する各授業科目についての講義等の内容を簡潔に記入してください。

11 「シラバス等のページ」については、シラバス等の授業計画を記載した冊子中の該当ページを記入してください。

12 「受講生数(うち、LS外の学生)」については、同一科目を複数クラス開講している場合には、それぞれ記入してください。(例:同一科目が2クラス開講されており、それぞれ50人(うち、LS外の学生は2人)と40人(うち、LS外の学生は0人)の場合には、『①50(2)、②40(0)』となります。)

学生数の状況

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

(別紙2別紙様式2)

入学定員関係

	種別	入学定員【 a 】 (人)	志願者数 (人)	合格者数 (人)	入学者数【 b 】 (人)	入学定員超過率 [b ÷ a]	入学者数内訳								入学者数のうち社会人経験を有する者等の割合		
							自大学の法学関係の学部出身者		自大学の法学関係以外の学部出身者		他大学の法学関係の学部出身者		他大学の法学関係以外の学部出身者		法学関係以外の学部出身者(社会人経験を有しない者)	社会人経験を有する者	計
							社会人経験を有しない者 (人)	社会人経験を有する者【 c 】 (人)	社会人経験を有しない者【 d 】 (人)	社会人経験を有する者【 e 】 (人)	社会人経験を有しない者 (人)	社会人経験を有する者【 f 】 (人)	社会人経験を有しない者【 g 】 (人)	社会人経験を有する者【 h 】 (人)	【(d+g)÷b×100】 (%)	【(c+e+f+h)÷b×100】 (%)	【(c+d+e+f+g+h)÷b×100】 (%)
平成17年度	法学未修者	100	184 (34)	55 (8)	47 (8)	0.98	8 (1)	3 (1)	2 (0)	3 (0)	12 (1)	6 (1)	6 (2)	7 (2)	17	40.4	57.4
	法学既修者		205 (43)	55 (10)	51 (9)		25 (6)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (3)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0	15.7	15.7
平成16年度	法学未修者	100	321 (80)	54 (14)	46 (9)	1.00	4 (1)	1 (0)	3 (1)	3 (0)	12 (5)	7 (1)	6 (1)	10 (0)	19.5	45.6	65.2
	法学既修者		312 (76)	70 (19)	54 (15)		19 (8)	8 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (1)	12 (3)	2 (0)	3 (1)	3.7	42.5	46.2

社会人(実務の経験を有する者)の定義について

入学時において大学卒業後2年以上(主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除く)の

社会的実務経験を有するもの

他学部出身者の定義について

入学時において法学士以外の学士号を有するか取得見込みの者

在籍者関係

	種 別	1年次	2年次	3年次
平成17年度	法学未修者	51 (9)	37 (6)	
	法学既修者		58 (11)	45 (13)
平成16年度	法学未修者	46 (9)		
	法学既修者		54 (15)	

- (注) 1 学生数の状況については、各年度5月1日現在で記入してください。
- 2 括弧内には、内数で女子学生の人数を記入してください。
- 3 入学定員関係の「入学者数内訳」の「自大学の法学関係の学部出身者」とは、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科若しくは課程等に在学、またはこれらを卒業した者をいいます。
- 4 入学定員関係において、入学者の「種別」を詳細に設定している法科大学院にあっては、当該様式を基本としつつ、適宜様式を変更して記入してください。
- 5 入学定員関係の「入学定員超過率」は、小数点第3位を切り捨ててください。(例:入学定員が90人、入学者数が93人の場合には、93÷90＝1.033・・・≒『1.03』となります。)
- 6 入学定員関係の「社会人(実務の経験を有する者)の定義について」、「他学部出身者の定義について」については、当該法科大学院におけるこれらの定義を簡潔に記入してください。
- 7 在籍者関係については、長期履修制度を採用している場合等は、上記様式を基本として、適宜様式を変更して記入してください。

分類	職名	性別	教員名	専門分野	担当授業科目										年間総単位数
					自大学法科大学院担当授業科目			自大学他専攻等担当授業科目			他大学等担当授業科目				
					授業科目名	単位数	集・オ	授業科目名	単位数	集・オ	大学等名	授業科目名	単位数	集・オ	
専	教授	男	青井秀夫	法理学	実務法理学Ⅱ	2		法理学演習Ⅰ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻法学部(科目名:法理学基礎演習)				12
								法理学演習Ⅱ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				
								法理学	4		法学研究科トランスナショナル法政策専攻法学部				
								論文指導	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				
専	教授	男	蟻川恒正	憲法・比較憲法	憲法訴訟と憲法解釈論	2		憲法演習	4		法学研究科トランスナショナル法政策専攻法学部				10
								比較憲法	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻法学部				
								憲法Ⅱ	2		法学部				
専	教授	男	稲葉 馨	行政法	公法	2	オ	行政法演習Ⅰ	4		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				16
					実務公法×2	8	オ	論文指導	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				
専	教授	男	貝瀬幸雄	民事訴訟法	倒産法	2		比較民事訴訟法演習	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻法学部(科目名:民事訴訟法演習Ⅲ)				8
					国際民事訴訟法(国際民事訴訟法発展)	2		司法制度論	2		法学部				
専	教授	男	河上正二	民法	民法	2	オ	現代契約法	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				19.9
					実務民事法×2	2.2	オ	民法演習	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				
					リーガル・クリニック	0.1	オ	論文指導	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				
					法と経済学	0.8	オ	民事法入門	2		法学部				
					現代契約法	1.6	オ	民法総則	2		法学部				
					消費者法	1.2	オ	民法演習	2		法学部				
専	教授	男	小粥太郎	民法	民法	4	オ	民法演習Ⅰ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻法学部(科目名:民法演習)				14
					実務民事法×2	0.8	オ	民法演習Ⅱ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻法学部(科目名:民法演習)				
					現代契約法	0.4	オ	契約法・債権総論	4		法学部				
					民法発展演習	0.5	オ								
					消費者法	0.3	オ								
専	教授	男	齊藤豊治	刑事学	少年法・刑事政策	2		刑事政策	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻法学部				18.3
								少年法	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻法学部				
								刑事政策演習Ⅰ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻法学部				
								刑事政策演習Ⅱ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻法学部				
								刑事政策演習	4		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				
								刑事法入門	2		法学部				
								刑法Ⅲ	2		法学部				
								ジェンダー論	0.3		全学教育				
専	教授	男	坂田 宏	民事訴訟法	実務民事法×2	11.4	オ	民事訴訟法演習Ⅰ	2		法学部				16.2
					リーガル・クリニック	0.1	オ								
					エクスターンシップ×7	0.7	集オ								
					民事執行・保全法	2									

分類	職名	性別	教員名	専門分野	担当授業科目										年間総単位数
					自大学法科大学院担当授業科目			自大学他専攻等担当授業科目			他大学等担当授業科目				
					授業科目名	単位数	集・オ	授業科目名	単位数	集・オ	大学等名	授業科目名	単位数	集・オ	
専	教授	男	芹澤英明	英米法・トランスナショナル情報法	リーガル・リサーチ	2		英米法演習	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				17.7
					実務外国法Ⅰ	2		インターネット リーガル リサーチ アンド ライティング	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				
					実務外国法Ⅱ	2	集	比較法社会論	2		法学部				
					法と経済学	0.1	オ	英米法	2		法学部				
					トランスナショナル情報法	1.6	オ	英米法演習	2		法学部				
専	教授	女	辻村みよ子	憲法・比較憲法	公法	4	オ	比較憲法演習Ⅰ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				14.1
					ジェンダーと法演習	2		憲法演習Ⅰ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部				
								論文指導	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				
								法学	2		全学教育				
								ジェンダー論	0.1		全学教育				
専	教授	女	水野紀子	民法・家族法	民法	2	オ	民法基礎演習Ⅰ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部(科目名:民法基礎演習)				13.4
					実務民事法×2	0.8	オ	民法基礎演習Ⅱ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部(科目名:民法基礎演習)				
					現代家族法	2		論文指導	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				
					民法発展演習	0.5	オ	家族法	2		法学部				
								ジェンダー論	0.1		全学教育				
専	教授	男	山元 一	憲法・比較憲法	実務公法×2	4	オ	比較憲法演習Ⅱ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				16
								比較憲法演習Ⅲ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				
								憲法Ⅰ	2		法学部				
								憲法Ⅲ	2		法学部				
								憲法演習Ⅱ	4		法学部				
専	専攻長教授	男	吉原和志	商法	商法	4								16	
					実務民事法×2	8	オ								
					証券取引法	2									
					企業法務演習Ⅰ	2									
専	助教授	男	樺島博志	法理学	リーガル・リサーチ	2		法理学演習	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				12
					実務法理学Ⅰ	2		法理学特殊講義	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部(科目名:法理学基礎演習)				
								法理学特論	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部				
								法学の理論	2		法学部				
専	助教授	女	久保野恵美子	民法	民法	2	オ	家族法発展演習	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				11.3
					実務民事法×2	0.8	オ	不法行為法	2		法学部				
					現代不法行為法	2		民法判例演習	2		法学部				
					民法発展演習	0.5	オ								
専	助教授	男	佐藤隆之	刑事訴訟法	刑事訴訟法	2		刑事訴訟法演習	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				28
					実務刑事法×2	16		論文指導	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				
								刑事訴訟法	4		法学部				
								刑事訴訟法演習	2		法学部				

分類	職名	性別	教員名	専門分野	担当授業科目										年間総単位数	
					自大学法科大学院担当授業科目			自大学他専攻等担当授業科目			他大学等担当授業科目					
					授業科目名	単位数	集・才	授業科目名	単位数	集・才	大学等名	授業科目名	単位数	集・才		大学等名
専	助教授	男	成瀬幸典	刑法	刑法	4		刑法演習	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				26	
					実務刑事法×2	16		論文指導	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					
								刑法演習	2		法学部					
専	助教授	女	西谷祐子	国際私法	国際私法(実務国際私法Ⅰ)	2		国際私法特論	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				16	
					国際家族法(国際家族法演習)	2		国際私法Ⅰ	2		法学部					
					国際取引関係法(実務国際私法Ⅱ)	2		国際私法Ⅱ	2		法学部					
								国際私法演習Ⅰ	2		法学部					
								国際私法演習Ⅱ	2		法学部					
専・他	教授	男	大内 孝	西洋法制史	西洋法曹史	2		西洋法制史特殊講義Ⅰ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部(科目名:西洋法制史演習Ⅰ)				8	
								西洋法制史特殊講義Ⅱ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部(科目名:西洋法制史演習Ⅱ)					
								法と歴史Ⅰ	2		法学部					
専・他	教授	男	吉田正志	日本法制史	日本法曹史演習	2		日本法制史演習Ⅰ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				20.1	
								日本法制史演習Ⅱ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					
								論文指導	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					
								日本近代法史	2		法学部					
								日本法制史Ⅰ	2		法学部					
								日本法制史Ⅱ	2		法学部					
								日本法制史演習	4		法学部					
								法学	2		全学教育					
								ジェンダー論	0.1		全学教育					
実・専	教授	男	石井彦壽	実務民事法	実務民事法×2	2.8	才	物権法	2		法学部				9.4	
					法曹倫理×2	0.6	才									
					民事・行政裁判演習	1	才									
					模擬裁判	2										
					民法発展演習	1	才									
実・専	教授	男	鈴木孝之	経済法	経済法実務	2		経済法Ⅰ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部	立法政策学	2		慶應義塾大学法務研究科	20
					経済法理論	2		経済法Ⅱ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部	行政学	2		慶應義塾大学法務研究科	
								国際経済法	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部	経済法基礎	2		慶應義塾大学法務研究科	
								経済法演習	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部	経済法実務	2		慶應義塾大学法務研究科	

分類	職名	性別	教員名	専門分野	担当授業科目											年間総単位数
					自大学法科大学院担当授業科目			自大学他専攻等担当授業科目				他大学等担当授業科目				
					授業科目名	単位数	集・才	授業科目名	単位数	集・才	大学等名	授業科目名	単位数	集・才	大学等名	
実・専	教授	女	藤宗和香	実務刑事法	実務刑事法×2	16						訴訟実務の基礎(刑事)	2		白鷗大学法務研究科	24.8
					法曹倫理×2	0.6	才					模擬裁判(刑事)	2		白鷗大学法務研究科	
					刑事裁判演習	1	才									
					刑事事実認定論	0.3	才									
					模擬裁判	2										
					刑事実務演習Ⅰ	0.3	才									
					刑事実務演習Ⅱ	0.3	才									
					刑事実務演習Ⅲ	0.3	才									
実・専	教授	男	藤田年彦	知的財産法	知的財産法Ⅰ	2		知的財産法	2	才	法学部				10	
					国際知的財産法	2		知的財産法演習	4		法学部					
実・専	教授	女	藤田紀子	実務民事法	実務民事法×2	0.4	才									7.3
					民事・行政裁判演習	1	才									
					リーガル・クリニック	1.7	才									
					エクスターンシップ×2	3.7	集才									
					民法発展演習	0.5	才									
実・み	教授	男	官澤里美		法曹倫理×2	2.2	才									6.7
					リーガル・クリニック	0.1	才									
					エクスターンシップ×7	4.4	集才									
実・み	教授	男	佐藤裕一	実務民事法	実務民事法×2	0.8	才									8.6
					ローヤリング×2	4										
					エクスターンシップ	1.8	集才									
					民法発展演習	2	才									
実・み	教授	男	畑 一郎		法曹倫理×2	1	才									6
					民事要件事実基礎×2	4										
					民法発展演習	1	才									
兼担	研究科長 教授	男	植木俊哉	国際法	国際法発展	2		国際社会と各国法秩序	4		法学研究科公共法政策専攻					21.1
					国際法発展演習	2		公共政策ワークショップⅠ プロジェクトC	1	才	法学研究科公共法政策専攻					
								国際法演習Ⅰ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					
								国際法演習Ⅱ	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					
								論文指導	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					
								国際法	4		法学部					
								国際法演習	2		法学部					
								ジェンダー論	0.1		全学教育					

分 類	職 名	性別	教 員 名	専 門 分 野	担当授業科目										年間総単位数	
					自大学法科大学院担当授業科目			自大学他専攻等担当授業科目				他大学等担当授業科目				
					授業科目名	単位数	集・才	授業科目名	単位数	集・才	大学等名	授業科目名	単位数	集・才		大学等名
兼任	教授	男	澁谷雅弘	租税法	法と経済学	0.3	才	租税制度と政策税制の課税	4		法学研究科公共法政策専攻				23.3	
					企業課税論(租税法原論)	2		公共政策ワークショップⅠプロジェクトD	1	才	法学研究科公共法政策専攻					
								公共政策ワークショップⅡ政策モジュール	12		法学研究科公共法政策専攻					
								租税法原論	2		法学研究科公共法政策専攻 法学研究科トランスナショナル法政策専攻					
								租税法	2		法学部					
兼任	教授	女	西村篤子	国際法・国際関係論	国際人権・刑事法	2								2		
兼任	教授	男	三好信俊	環境法	環境法(環境法Ⅰ)	2		政策体系論政策実務B	2		法学研究科公共法政策専攻 法学研究科トランスナショナル法政策専攻、法学部(科目名:環境法政策演習)				6	
								論文指導	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					
兼任 (平17.10.1～専任)	助教授	男	菱田雄郷	民事訴訟法	民事訴訟法	2		民事手続法	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				12.3	
					法と経済学	0.3	才	民事救済法	2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部					
								民事訴訟法	4		法学部					
								民事訴訟法演習Ⅱ	2		法学部					
兼任	助教授	男	吉田 浩	加齢経済学	法と経済学	0.4	才	財政学	2		法学研究科公共法政策専攻				17.2	
								加齢経済演習(Ⅰ)a	2		経済学研究科					
								加齢経済演習(Ⅰ)b	2		経済学研究科					
								加齢経済演習(Ⅱ)	4		経済学研究科					
								医療福祉政策特別演習Ae	0.4		経済学研究科					
								医療福祉政策特別演習Be	0.4		経済学研究科					
								経済学入門B	2		経済学部					
								経済学演習(Ⅰ)	4		経済学部					
兼任	講師	男	金谷吉成	法情報学	リーガル・リサーチ	2								2		
兼任	講師	男	岩村正彦	社会保障法	社会保障法	2								2		
兼任	講師	男	氏家和男	弁護士	エクスターンシップ	1.8	集才							1.8		
兼任	講師	男	大塚 直	民法、環境法	環境法Ⅱ	2	集							2		
兼任	講師	男	河井 聡	弁護士	企業法務演習Ⅱ	2								2		
兼任	講師	男	斉藤啓昭	実務刑事法	刑事裁判演習	1	才							1		
兼任	講師	男	佐々木洋一	弁護士	エクスターンシップ	1.8	集才							1.8		
兼任	講師	男	佐藤鉄男	民事手続法	応用倒産法	2	集							2		
兼任	講師	男	田子忠雄	公証人	刑事実務演習Ⅰ	1.8	才							1.8		
					刑事実務演習Ⅲ	1.8	才							1.8		
兼任	講師	男	中村民雄	イギリス法・EU法	実務外国法Ⅱ	2	集							2		
兼任	講師	男	早川眞一郎	民法	民法	2	才							2.8		
					実務民事法×2	0.4	才									
					トランスナショナル情報法	0.4	才									

分 類	職 名	性別	教 員 名	専 門 分 野	担当授業科目										
					自大学法科大学院担当授業科目			自大学他専攻等担当授業科目				他大学等担当授業科目			
					授業科目名	単位数	集・才	授業科目名	単位数	集・才	大学等名	授業科目名	単位数	集・才	大学等名
兼任	講師	男	廣瀬健二	少年法, 刑事法	模擬裁判	2									2
兼任	講師	男	水町勇一郎	労働法学	実務労働法Ⅰ	2									4
					実務労働法Ⅱ	2	集								
兼任	講師	男	翠川 洋	弁護士	模擬裁判	2									2
兼任	講師	男	三輪佳久	弁護士	民事・行政裁判演習	1	才								1
兼任	講師	男	弥永真生	商法, 証券取引法	金融法	2	集								2
兼任	講師	男	横山経通	弁護士	知的財産法Ⅱ	2									2
兼任	講師	男	吉岡和弘	弁護士	消費者法	0.5	才								0.5
兼任	講師	男	吉田年宏	実務刑事法	刑事裁判演習	1	才								4.6
					刑事事実認定論	1.8	才								
					刑事実務演習Ⅱ	1.8	才								

教員分類別内訳(長期外国出張等のため平成17年度の授業を担当しない兼任教員等は含めていない)

分 類	記 号	種 別	数(人)	
専任教員	専	教 授	13	
		助教授	5	
		講 師	0	
専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員	専・他	教 授	2	
		助教授	0	
		講 師	0	
実務家・専任教員	実・専	教 授	5	3
		助教授	0	0
		講 師	0	0
実務家・みなし専任教員(年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)	実・み	教 授	3	3
		助教授	0	0
		講 師	0	0
兼任教員(学内の他学部等の教員)	兼任	教 授	4	
		助教授	2	
		講 師	1	
兼任教員(他の大学等の教員等)	兼任	教 授		
		助教授		
		講 師	18	

法曹としての実務
の経験をする者
(内数)

科目別専任教員数一覧 別紙2(別紙様式4)

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

	法律基本科目							法律実務 基礎科目	基礎法学・ 隣接科目	展 開 ・ 先端科目	合 計
	憲法	行政法	民法	商法	民 事 訴訟法	刑法	刑 事 訴訟法				
教授	2	1	6	1	1	1	0	9	5	17	43
助教授	0	0	1	0	0	1	1	1	1	2	7
講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2	1	7	1	1	2	1	10	6	19	50